

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年 4月17日

支出負担行為担当官

入国者収容所東日本入国管理センター所長 清水 洋樹

1 工事概要

(1) 工事名

入国者収容所東日本入国管理センター職員宿舎棟改修工事

(2) 工事場所

茨城県牛久市久野町1766番地1 入国者収容所東日本入国管理センター

(3) 工事内容

本工事は、東日本入国管理センター職員宿舎A・B棟の外部シール目地一式打ち替え及び外装の改修を行うものである。

(4) 工期

平成31年3月25日まで

(5) 使用する主要な資機材

外壁部を防水型複層塗材E塗材

A棟2,432.4m² B棟2,243.0m²

玄関ドア,器具庫扉等をDPにて塗替

述面積487.6m²

雨樋(堅樋)塗替

96m

(数値は参考数量である。)

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

(2) 本件の業種区分において、法務省における対象工事種別に係る平成29・30年度一般競争参加資格を付与されている有資格者のうち「建築一式工事」(以下「指定工種」という。)で、C等級(総合数値850点以上1,000点未満)以上の一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記2(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成7年1月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 同種工事の施工実績を有すること。

ア 平成15年4月1日以降(過去15年間)に元請けとして完成・引渡しが完了し

た、次の同種工事の施工実績を有すること。

イ 同種工事とは、建築一式工事の施工実績とする。

ウ 施工実績は、工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期の他、工事概要を記載する。

エ 共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもので、出資比率を確認できる書類を併せて提出できる場合のものに限る。

(6) 本工事に配置を予定する主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

ア 平成15年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、上記(5)の要件を満たす同種工事の経験を有すること。ただし、経常建設共同企業体にあつては、1人の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

なお、同種工事の従事経験については、入札説明書に記載した工事に係る従事経験であっても差し支えないものとする(会社間の異動等があった者については、現会社以外での実績も対象とする。)

また、公共工事については、工事成績評価表の評定点合計65点未満のものを除くこと。

イ 主任技術者又は監理技術者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第2号に該当するものであること。なお、建設業法に示す実務経験とは「建築工事業」とする。

また、監理技術者にあつては、監理技術者資格証(建築工事業)及び監理技術者講習修了証(平成16年2月29日以前に交付された監理技術者資格証を有する者は、監理技術者講習修了証を有する者とみなす。)を有する者又は建設業法第15条第2号で定める者であること。

ウ 主任技術者又は監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が競争参加確認申請書受付日以前に3か月以上であること。なお、監理技術者資格証により直接的かつ恒常的な雇用関係が明確に判断できない場合には、健康保険被保健証の写しを添付できること。

エ 主任技術者又は監理技術者の共同企業体としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもので、出資比率を確認できる書類を併せて提出できる場合のものに限る。

オ 主任技術者又は監理技術者は、申請時において、他の工事に従事している場合は、工事名、発注機関名、工期、従事役職、本工事と重複する場合の対応措置を記載する。

(7) 本工事に経常建設共同企業体として資料等を提出した場合、その構成員は単体として資料等を提出することはできない。

(8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)(入札説明書参照)

(9) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。

(10) 法務省が発注した工事について、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約し、かつ、当該工事の工事成績評定点が65点未満である場合には、その工事成績評定点の通知日の翌日から法務省が発注する工事の入札公告の日までの期間が1か月を経過していること。

(11) 提出された施工計画(入札説明書による。)が適正であること。

(12) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと

・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務。

- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務。
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務。

(13) 下記3の入札説明書の交付を受けた者であること。

3 入札手続等

(1) 連絡先 〒300-1288 茨城県牛久市久野町1766番地1

入国者収容所東日本入国管理センター会計課 担当 恩田・天野
電話 029-875-1291（代表）

(2) 入札説明書等の入手期間及び入手方法

ア 入手期間

平成30年4月24日（火）から平成30年6月5日（火）まで

イ 入手方法

上記(1)にて交付（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日午前9時から午後5時まで）

なお、郵送又は電送による入手申し込みは受け付けない。

(3) 申請書の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間

平成30年4月25日（水）から平成30年5月7日（月）まで

イ 提出場所

上記3(1)に同じ

ウ 提出方法

別紙申請書に平成27・28年度の法務省一般競争入札（指名競争）参加資格に係る資格決定通知書の写し及び誓約書を添えて、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）すること。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日 時 平成30年6月5日（火）午前11時00分

イ 場 所 〒300-1288 茨城県牛久市久野町1766番地1

入国者収容所東日本入国管理センター2階会議室

ウ 提出方法 持参すること（郵送は認めない。）。

4 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法(平成4年法律第51号)による。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

納付（保管金の取扱店 日本銀行龍ヶ崎代理店）。

ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、提出資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 手続における交渉の意図

無

(7) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(8) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(9) 関連情報を入手するための照会窓口上記3(1)に同じ。

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) その他

詳細は入札説明書による。